



家族の社会保険の扶養と、自分が被保険者になるのではどんな違いがありますか。



将来の年金受給額や高額療養費の自己負担限度額などに違いがあります。

協会けんぽの被保険者と家族の被扶養者とは、以下のような違いがあります。

被保険者だったら？

- ・ 将来の年金額が増える（基礎年金に厚生年金を上乗せした額）
- ・ 社会保険料（健康保険・厚生年金）を負担（労使折半で標準報酬月額に応じた額）
- ・ 収入の上限を気にせず働ける
- ・ 病気やけが、出産の休業時に**傷病手当金**や**出産手当金**が給付される
- ・ 高額療養費の自己負担限度額が自身の標準報酬月額に応じた額になる

家族の被扶養者だったら？

- ・ 将来の年金額は基礎年金のみ
- ・ 社会保険料の負担がない
- ・ 収入額を調節しながら働く必要がある
- ・ けがや出産時の保険給付はない（家族出産育児一時金のみ支給）
- ・ 高額療養費が家族の標準報酬月額に応じた自己負担限度額になる

私は
どうかしら？ //



POINT

自分の将来を想像しながら働き方を考えよう